

取扱区分：「公開」

令和4年第2回

# 周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年2月10日（木）10時00分

於：周南市役所 委員会室3

# 令和4年第2回

## 周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年2月10日(木) 午前10時01分 ~午前10時36分

2 場 所 周南市役所 委員会室3

3 出席者等

(1) 出席委員 17人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第4番	佐 伯 伴 章
第5番	白 石 純 治	第6番	高 橋 恵
第7番	田 中 榮 作	第9番	野 村 邦 幸
第10番	林 俊 一	第11番	原 田 雅 之
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 1人

第8番 歳 光 時 正

(3) 事務局職員 5人

局 長	山 本 尚 秀	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一	書 記	重 岡 のぞみ
書 記	和 田 智 幸		

(4) 関係部署職員 なし

(5) 傍聴人 なし

#### 4 議事日程

##### 第1 議事録署名委員の指名

##### 第2 議決事項

議案第4号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	3件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	6件
議案第6号	農地利用最適化推進委員の辞任について	1件

##### 第3 報告事項

報告第6号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	7件
報告第7号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件
報告第8号	農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について	2件
報告第9号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第10号	民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対する回答等について	1件
報告第11号	現況が農地でないことの証明等について	6件
報告第12号	周南市内の農地賃借料情報について	1件

山本事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中17人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第8番・歳光時正委員の1人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、議長よろしく申し上げます。

開会（午前10時01分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第2回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第4番・佐伯 伴章 委員、第11番・原田 雅之 委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

それでは議案第4号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ですが、番号1番と2番は、譲受人等が同一人で、隣接する農地で、一体的に利用されることから、一括議題といたします。

山本事務局長

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

1 ページの議案第 4 号は、1 議案 3 件です。

番号 1 番及び 2 番を一括してご説明いたします。

まず、番号 1 番についてですが、所在、地目は記載のとおりで、田 1 筆の面積が 631 平方メートルの農地です。

現況は、公図上 1 筆ではありますが、数枚の田として保全管理されています。

権利移動は使用貸借で、申請貸付人は、借受人から農業をするため申請地を借り受けたいとの申し出を受け、貸し付けるものです。

続きまして、番号 2 番です。

所在地目は記載のとおりで、田 1 筆の面積が 2,842 平方メートルの農地です。

現況は、公図上 1 筆ではありますが、数枚の田として保全管理されています。

権利移動は所有権移転で、申請譲渡人は、譲受人から農業をするため申請地を譲り受けたいとの申出を受け、譲り渡すものです。

番号 1 番及び 2 番の農地を取得後、耕作面積は約 34 アールとなり、当地区の 30 アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第 3 番岩田委員

第 3 番の岩田です。議案第 4 号 1 番と 2 番について一括して補足説明します。

本申請は、1 番については使用貸借による権利設定、2 番については所有権移動の申請になります。

1月19日、事務局の方と現地確認をしました。

地目はどちらも田で、1筆ずつで1番の地番2242が631平方メートル、2番の地番2243が2,842平方メートルです。

十数枚の棚田で隣り合わせの土地になります。

現状は耕作されていませんが、草刈りがされてきれいに管理されていました。

1月29日、譲受人、譲渡人と現地にて現地確認、意思確認をしました。

譲受人は農地を求め、野菜、果樹を栽培したいとのこと。

2番の譲渡人は、高齢で農作業が困難で今回申出に応じ売却することにしたそうです。

1番の譲渡人は売却には応じられないが、使用貸借ならできるとのこと。

農機具の所有状況ですが、草刈り機等所有、耕運機はリースを利用するとのこと。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

ただ今の議案第4号、番号1番及び番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号1番及び番号2番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第4号、番号1番及び番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号、番号3番を議題といたします。

議長（山下会長）

山本事務局長

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

番号3番について、ご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が1,479平方メートルの農地です。

現況は、公図上1筆ですが、2枚の保全管理された農地となっています。

権利移動は、所有権移転で、申請譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、遠方に居住しており耕作及び管理ができないため、譲受人に譲り渡すものです。

譲受人は、申請地に隣接する農地を耕作しており、従前から申請地の保全に協力してきたところ、譲渡人からの譲り渡しの申出を受け、申請地を譲り受けるものです。

取得後の農地は、約100アールとなり、当地区の30アールの下限耕作要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

第12番、弘中です。

議案第4号、3番についてご説明します。

去る、1月24日、事務局と共に現地を調査しました。

なお、譲渡人、譲受人とは移転の確認をしておきました。

この農地につきましては、周辺環境は農地として適切である、と同時に譲受人の能力も体制もいいようでありまして、今後移転されて水稻の耕作のために農地を利用されると思いますので、この移転については適切であろうと判断されます。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

ただ今の議案第4号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第4号、番号3番について採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第4号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番と番号2番は事業に関連がありますので、一括議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

2ページから3ページの議案第5号は、1議案6件です。

番号1番及び2番を一括してご説明いたします。

まず、番号1番についてですが、

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積448.70平方メートル、パネル枚数174枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットです。

譲渡人は、耕作継続が困難となり後継者もいないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南へ約130メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅から300m以内の農地で第3種農地に該当します。



農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

続きまして、番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 866.45 平方メートル、パネル枚数 336 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

譲渡人は、耕作継続が困難となり後継者もいないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南へ約 180 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は鉄道の駅から 300m 以内の農地で第 3 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第 3 番岩田委員

第 3 番の岩田です。

議案第 5 号 1 番と 2 番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

譲渡人は別々ですが、隣り合わせの水田で、譲受人が同一業者なので一括して説明します。

1 月 21 日、事務局の方と現地確認をしました。

1 月 27 日、譲渡人 2 名と現地確認、意思確認をしました。

先に1番について、地目は田で、1筆1,104平方メートルです。  
現状は耕作されていなく、雑草が生えていました。

昨年まで稲作をされていましたが、高齢となり後継者もなく、耕作することが出来なくなり、今回太陽光発電の話があり売却することにしたそうです。

次に、2番について、地目は田で、2筆2,323平方メートルです。

昨年まで稲作をされていましたが、高齢となり後継者もなく、耕作することが出来なくなり、今回太陽光発電の話があり売却することにしたそうです。

2月7日、譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われています。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第5号、番号1番及び番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号1番及び番号2番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号、番号1番及び番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第5号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パ

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

ネル設置面積 1,253.26 平方メートル、パネル枚数 486 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 3 基です。

譲渡人は、耕作継続が困難となり後継者もいないため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、勝間公園から北西へ約 410 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

原田委員

第11番原田員

第11番の原田です。

議案第 5 号番号 3 番について補足説明いたします。

去る 1 月 21 日に事務局と現地確認及び申請地周辺住民への聞き取り、1 月 25 日に譲渡人と現地にて意思確認及び排水口の確認、2 月 1 日に申請代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は水稻を作付け後、収穫されておりました。

譲渡人の話では、高齢となり今後継続して耕作することが難しくなってきたとのことでした。

今期は耕作したものの、来期からは耕作できないと判断し、譲り渡すとのことでした。

譲受人は太陽光発電事業を行うにあたり土地を探していたとこ

ろ、日当たりのよい申請地が適地と判断し、取得するとのことでした。

周辺は道路、農地及び民家で、パネルの反射による照りの問題もあるため、現地にて周辺住人に聞き取りを行ったところ、既に譲受人からの説明を受け納得されており、パネルの反射を考慮して距離をとって配置しているので問題ないと考えております。

また、当初の計画では排水は1か所でしたが、面積が大きく、近年頻繁に強い雨が降ることを考慮してもう1か所排水口を設けるように検討してもらいました。

また、草刈り等管理に関して年2回程度行うこと、必要に応じて排水路を補強すること、フェンスに管理者連絡先を明記した掲示板を設置することなど管理計画も確認いたしました。

太陽光発電パネルのみの設置で日当たり等周辺への影響もなく事業計画書、平面図、被害防除計画書に沿って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第5号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号3番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号、番号3番は、許可相当と決定いたします。

議長（山下会長）

続きまして、議案第5号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積782.49平方メートル、パネル枚数360枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが2基です。なお、本件は、FIT制度に依存しない発電事業として行うとのこととす。

譲渡人は、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、須々万中学校から南東へ約1,080メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

有馬委員

第2番有馬委員

2番の有馬です。

第4番について調査報告します。

去る1月22日に農業委員会事務局と現地を確認するとともに、同月30日に再度現地を確認し、隣接の住民の方への説明の有無について確認しました。

そして、2月1日に譲受人と譲渡人両者の代理人に電話で確認いたしました。

現地は作物を植えた形跡はありませんでしたが、草刈りもされ、きちんと管理されていました。

周辺は北側が民家、東側は別業者の太陽光発電施設、南側は道路、西側も道路となっています。

なお、周辺一帯は大型の太陽光発電施設が設置されています。

本件は譲受人が太陽光発電事業を実施するために、設置条件の良い土地を探していたところ、申請地が適地であることから取得するものです。

譲渡人は、現在休耕しており、維持管理することが困難なため、譲り渡しを考えていたところ、譲渡の商談を受け売買に同意したとのことです。

なお、申請地に近い2軒の方に設置についての説明の有無について確認したところ、説明があり同意したとの回答がありました。

なお、申請地の上にあたる西側の方からは、今後暗渠が詰まったときは、その方の宅地に影響があることから、作業に協力していただきたいという話もありました。

関係書類が提出されており、調査項目に従い調査をしました。

特に問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第5号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号4番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第5号、番号4番は、許可と決定い

議長（山下会長）

たします。

続きまして、議案第5号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積1,164.21平方メートル、パネル枚数600枚を設置するもので、発電出力は120キロワットです。

譲渡人は、管理が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛総合支所から東へ約1,000メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、常設審議委員会意見聴取事案です。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

第17番の笠井です。

議案第5号。番号5番について、去る1月25日事務局と一緒に現地確認をいたしました。

その際、当該地の所有者にも立ち会っていただき、意思確認をし、一緒に現地確認をいたしました。

今回の申請地に隣接する土地所有者に対し、事業の実施について理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することの重要性から、事前に事業者には農地転用の申請チェックリストのチェックと申請者には同じように確認してもらいました。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は、山間の奥まった所に位置し、北側は申請者の住居、西側は山、東と南側は農地で、現在も耕作されています。

今回の農地については、ご主人が亡くなられてからは約20年近く休耕されていたとのことで、現況は草をきれいに刈った状況でした。

今後、管理も困難となったため、譲渡したいと考えていたところ、譲受人から譲渡の商談を受け、譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は事業用地を探していたところ、譲渡人の所有する土地がそれに適したため、これを譲り受け、太陽光発電事業を行うことにしたとのことです。

申請地は農業振興地域内ですが、たまたま農用地指定からはすれていました。

申請地内に水路もなく、周辺農地に与える影響もなく、現地調査の結果問題ないと思われま

ご審議の程、よろしくお願

ありがとうございます。

それでは、ただ今の議案第5号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号5番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば許可とすることに、ご異議は、ござい

(異議なしの声あり)

議長（山下会長）



異議がありませんので、議案第5号、番号5番は、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案第5号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地に接する中古住宅を購入し、申請地59㎡は、家庭菜園を含む庭として利用しようとするものです。

譲渡人は、中古住宅が空き家となり、接している農地も併せて譲受人に譲り渡そうとするものです。

申請地は、鹿野小学校から南東へ約310メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は、沿道には水道及び下水道が埋設され、教育施設である小学校及び中学校が500m以内にある第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番野村です。

現地を、1月24日事務局と確認しました。

譲渡人が中古住宅とこの畑の一体売却をしたいということで、今回の申請になりました。

約60平方メートルで、30アール以上という農地の所有権移転の条件を満たさないなので、今回の申請となりました。

調査項目に従い確認しましたが、特に問題はないと思われま

す。これは余談になりますが、譲受人は、鹿野に定住するために中古住宅を購入し、将来的には農業の関係の仕事に就きたいという意思があります。今後このような中古住宅を購入する事案がでてくると

思います。鹿野では、中古住宅に畑や田がついていることが多いので、その都度こういう案件をしなければならないのか、もう少し要件が緩和され、家庭菜園が出来る程度の畑の売却が出来る方が良いのではない

かとも思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございます。

それでは、ただ今の議案第5号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第5号、番号6番について、採決を行います。

許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第5号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第6号、「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

それでは、議案第6号について、ご説明いたします。

1月20日付けで、第13区、大道理区域の農地利用最適化推進委員から、健康上の理由により、辞任届が提出されました。

推進委員の辞任につきましては、農業委員会等に関する法律第23条に、「正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる」と規定されていることから、この度、委員会にお諮りするものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の議案第6号の案件について、質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（無しの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第6号について採決を行います。

同意することに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第6号は同意することに決定しました。

続きまして、議事日程第2、報告事項に入ります。

報告第6号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

5ページから8ページの報告第6号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は7件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いし

ます。

山本事務局長

山本事務局長

9ページから10ページの報告第7号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、5件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号「農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条の規定による農地等の転用のための権利移動の制限の例外としての届出について」、事務局より説明をお願いいたします。

山本事務局長

山本事務局長

11ページの報告第8号は、農業委員会に文書を提出することで許可は要しないとされるものです。

番号1番は、農地法施行規則第53条第5号に規定された災害復旧工事のための一時転用、番号2番は、同条第14号に規定された認定電気通信事業者が行う携帯電話に係る基地局設置のための転用でございます。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

12ページの報告第9号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後、3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備され、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号「民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対する回答等について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

13ページの報告第10号は、民事執行法による農地等の売却に伴う執行裁判所からの照会に対して、農地台帳等で確認の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により照会のあった土地が農地に該当するか否かの判断をし、回答したので、周南市農業委員会登記官等からの照会に係る事務処理要領第14条の規定により、非農地判断の結果及び照会者への回答等をしたことを総会において報告するものです。

今回は、山口地方裁判所周南支部からの照会でした。

非農地判断の結果、非農地であると決定し、回答をいたしました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

14ページから15ページの報告第11号は、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人と事務局職員で現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をしたので、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領第18条の規定により、非農地判断の結果及び非農地証明書の交付等を報告するもので、今回は6件です。

番号1番から番号6番までの6件につきまして、非農地判断の結果、非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第11号を終わります。

続きまして、報告第12号「周南市内の農地賃借料情報について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

山本事務局長

山本事務局長

16ページの報告第12号は、農地法第52条の規定により、農地の賃借の情報として、令和3年1月から12月までに、農業経営基盤促進法に基づき利用権設定された賃貸借及び農地法第3条許可により設定された賃貸借における賃借料を集計し、その平均値を求めた10アール当たりの賃貸料水準を別紙「周南市賃借料情報」のとおり取りまとめたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第12号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第2回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前10時36分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年2月10日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 佐 伯 伴 章

委 員 原 田 雅 之